

目 次

第1編 法人登記総論	1
第1章 総 説	1
第1節 法人登記	1
第1 意 義	1
第2 種 類	3
第3 登記事項	4
第4 登記所及び登記官	4
第5 登 記 簿	5
第6 登記の強制	8
第2節 登記申請手続の通則	11
第1 登記申請人及びその代理人	11
第2 申請書提出の方法	11
第3 登記期間	11
第4 申 請 書	12
第5 印鑑の提出等	17
第6 添付書類	25
第7 申請書に添付すべき電磁的記録	29
第8 原本還付（添付書類の還付）	33
第9 登録免許税	33
第3節 登記の申請の取下げ及び却下	36
第1 概 説	36
第2 登記申請の取下げ	36
第3 登記申請の却下	38
第4節 登記の更正及び抹消	45
第1 概 説	45
第2 登記の更正	45
第3 登記の抹消	48
第5節 審査請求	52
第1 概 説	52
第2 審査請求手続	53
第2章 各種の証明の申請	57
第1節 登記情報の公開	57

第2節	登記事項証明書の交付	57
第1	登記事項証明書の種類	57
	現在事項全部証明書様式	58
	履歴事項全部証明書様式	60
	閉鎖事項全部証明書様式	63
	代表者事項証明書様式	66
第2	登記事項証明書の交付の請求手続	67
	登記事項証明書交付申請書式	69
第3節	登記事項要約書の交付	70
第1	登記事項要約書の記載事項	70
第2	登記事項要約書の交付の請求手続	70
第4節	登記簿の附属書類の閲覧	71
	附属書類閲覧申請書式	73
第5節	印鑑証明	74
第1	概 要	74
第2	印鑑証明書の交付の請求手続	74
	印鑑証明書様式	76
	印鑑証明書交付申請書式	77
第6節	電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明	78
第1	概 要	78
第2	電子証明書	79
	電子証明書に記録される主な事項	80
第3	電子証明書の発行の請求手続	81
第4	手 数 料	84
第5	電子証明書の有効性の確認	84
	電子証明書の有効性に関する証明事項	85
第6	電子証明書の使用の廃止	85
第7	電子証明書の使用の休止等	86
	電子証明書発行申請書記載例	87
	電子証明書使用廃止届記載例	88
	識別符号の変更届記載例	89
	電子証明書使用再開届記載例	90
第2編	一般社団法人・一般財団法人の登記	91
第1章	一般社団法人の登記	91
第1節	設立の登記	91

第1款 設立の手続	91
第1 概 説	91
第2 定款の作成	92
定款の記載例	94
記載例1 (理事会及び監事を設置しない一般社団法人)	94
記載例2 (理事会及び監事を設置する一般社団法人)	96
第2款 設立登記の手続	100
第1 概 説	100
第2 登記事項	100
第3 添付書類	101
(1) 一般社団法人設立登記申請書(その1) (理事会及び監事を設置しない一般社団法人の場合)	103
(2) 一般社団法人設立登記申請書(その2) (理事会及び監事を設置する一般社団法人の場合)	107
第2節 変更の登記	114
第1款 総 説	114
第1 意 義	114
第2 行政区画等の変更	114
第3 定款の変更手続	114
第4 変更登記の手続	115
第2款 名称、目的及び公告方法の変更の登記	117
第1 名称、目的及び公告方法の変更	117
第2 登記手続	118
(3) 一般社団法人変更登記申請書(その1) (名称又は公告方法の変更の場合)	119
(4) 一般社団法人変更登記申請書(その2) (目的の変更の場合)	123
第3款 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記	126
第1 貸借対照表等の公告に代わる措置	126
第2 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記手続	126
第3 貸借対照表等の公告に代わる措置の廃止による変更の登記	127
(5) 一般社団法人変更登記申請書(貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定(又は廃止)による変更の登記の場合)	127
第4款 主たる事務所の移転の登記	130

第1 主たる事務所の移転	130
第2 登記手続	130
(6) 一般社団法人主たる事務所移転登記申請書（その1） （変更前の主たる事務所の所在地（同一登記所の管轄 区域内で主たる事務所を移転した場合を含む。）及び 従たる事務所の所在地における場合）	132
(7) 一般社団法人主たる事務所移転登記申請書（その2） （主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した 場合の変更後の主たる事務所の所在地における登記の 場合）	138
第5款 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記	142
第1 従たる事務所の設置の登記	142
(8) 一般社団法人従たる事務所設置登記申請書（その1） （主たる事務所の所在地で初めて従たる事務所設置の 登記を申請する場合及び従たる事務所の所在地で既に 登記をしている一般社団法人がその従たる事務所の所 在地で申請する場合）	143
(9) 一般社団法人従たる事務所設置登記申請書（その2） （一般社団法人設立後従たる事務所を設置し、その従 たる事務所の所在地において初めて登記を申請する場 合）	146
(10) 一般社団法人従たる事務所設置登記申請書（その3） （主たる事務所の所在地で初めて従たる事務所設置の 登記を申請する場合及びその従たる事務所の所在地に おいて初めて登記を申請する場合において主たる事務 所と従たる事務所とに係る一括申請をするとき）	148
第2 従たる事務所移転の登記	150
(11) 一般社団法人従たる事務所移転登記申請書（その1） （主たる事務所の所在地及び当該従たる事務所の所在 地（当該従たる事務所の管轄区域内で従たる事務所 の移転が行われた場合に限る。）で申請する場合）	151
(12) 一般社団法人従たる事務所移転登記申請書（その2） （従たる事務所の変更前の所在地で申請する場合）	153
(13) 一般社団法人従たる事務所移転登記申請書（その3） （従たる事務所の変更後の所在地で申請する場合（変 更後の所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所が ある場合を除く。この場合には書式（11）による。））	155

第3 従たる事務所の廃止の登記	156
(14) 一般社団法人従たる事務所廃止登記申請書（主たる事務所の所在地及び当該従たる事務所の所在地で申請する場合）	157
第6 款 土地の番号の変更による主たる事務所及び従たる事務所の変更の登記	161
第1 行政区画、郡又はそれらの名称の変更に伴う主たる事務所及び従たる事務所の変更	161
第2 登記手続	161
(15) 一般社団法人変更登記申請書（その1）（土地の番号の変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合）	162
(16) 一般社団法人変更登記申請書（その2）（行政区画、郡等又はそれらの名称の変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合（地番の変更を伴わない場合））	165
第7 款 住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の登記	168
第1 住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更	168
第2 登記手続	168
(17) 一般社団法人変更登記申請書（住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合）	169
第8 款 役員及び会計監査人に関する変更の登記	174
第1 一般社団法人の機関設計	174
第2 役員等の変更	174
第3 登記手続	181
(18) 一般社団法人変更登記申請書（その1）（理事若しくは監事の氏名又は代表理事の氏名若しくは住所の変更の場合）	186
(19) 一般社団法人変更登記申請書（その2）（会計監査人の氏名又は名称の変更の場合）	190
(20) 一般社団法人変更登記申請書（その3）（理事、代表理事、監事及び会計監査人の変更の場合）	193
(21) 一般社団法人変更登記申請書（その4）（理事、代表理事又は監事の辞任、死亡、任期満了、解任、資格喪失、新任又は重任の場合）	206

第9款	役員等の法人に対する責任の免除又は限度に関する登記	225
第1	役員等の法人に対する責任の免除又は限度の手続	225
第2	登記手続	226
(22)	一般社団法人変更登記申請書（その1）（理事又は監事の法人に対する責任の免除に関する規定を設定（又は廃止）した場合）	228
(23)	一般社団法人変更登記申請書（その2）（非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定を設定した場合）	233
(24)	一般社団法人変更登記申請書（その3）（非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定を廃止した場合）	237
第10款	存続期間又は解散の事由の変更の登記	241
第1	存続期間又は解散の事由の変更	241
第2	登記手続	241
(25)	一般社団法人変更登記申請書（存続期間又は解散の事由の変更（又は廃止）の場合）	241
第3節	解散及び清算人等の登記	245
第1款	解散の登記	245
第1	解散の原因	245
第2	解散登記手続	247
(26)	一般社団法人解散及び清算人選任等登記申請書（社員総会の決議による解散の場合）	248
(27)	一般社団法人解散登記申請書（その1）（存続期間の満了その他定款に定めた事由の発生による解散の場合）	254
(28)	一般社団法人解散登記申請書（その2）（社員が欠けたことによる解散の場合）	256
第2款	清算人の登記	259
第1	清算人の就任及び解任	259
第2	登記手続	261
(29)	一般社団法人清算人及び代表清算人就任登記申請書（理事が法定清算人に就任した場合）	263
(30)	一般社団法人清算人選任及び代表清算人選定等登記申請書（社員総会において清算人を選任し、次いで清算人会において代表清算人を選定した場合）	265
(31)	一般社団法人清算人選任及び代表清算人選定登記申請書（裁判所が清算人を選任し、代表清算人を選定した	

(32) 一般社団法人清算人変更登記申請書（清算人の辞任又は死亡のため、新たに清算人を選任した場合）	271
(33) 一般社団法人清算人解任登記申請書（社員総会の決議により清算人を解任した場合）	273
第3款 清算一般社団法人における監事の登記	275
第4節 継続の登記	276
第1 一般社団法人の継続	276
第2 登記手続	276
(34) 一般社団法人継続登記申請書（理事会設置一般社団法人として継続した場合）	277
第5節 清算結了の登記	283
第1 清算の結了	283
第2 登記手続	283
(35) 一般社団法人清算結了登記申請書	284
第6節 公益認定の登記	288
第1款 公益認定	288
第1 公益認定の手続	288
第2 公益認定による名称の変更の登記の手続	288
第2款 公益法人に関する規律	289
第1 名称使用制限	289
第2 変更の認定	289
第3 合併による地位の承継の認可	289
第3款 公益認定の取消し	289
(36) 一般社団法人変更登記申請書（公益認定による名称の変更の場合）	290
第7節 登記の更正及び抹消	292
(37) 一般社団法人登記更正申請書（錯誤による更正の場合）	292
(38) 一般社団法人登記抹消申請書（登記された事項が存在しないため抹消する場合）	294
第2章 一般財団法人の登記	296
第1節 設立の登記	296
第1款 設立の手続	296
第1 概 説	296
第2 定款の作成	296
定款の記載例	299

第2款 設立登記の手続	304
第1 概 説	304
第2 登記事項	305
第3 添付書類	305
(1) 一般財団法人設立登記申請書	307
第2節 変更の登記	318
第1款 総 説	318
第1 意 義	318
第2 行政区画等の変更	318
第3 定款の変更手続	318
第4 変更登記の手続	319
第2款 名称、目的及び公告方法の変更の登記	321
第1 名称、目的及び公告方法の変更	321
第2 登記手続	322
(2) 一般財団法人変更登記申請書(その1)(名称又は公告方法の変更の場合)	323
(3) 一般財団法人変更登記申請書(その2)(目的の変更の場合)	327
第3款 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記	331
第1 貸借対照表等の公告に代わる措置	331
第2 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記手続	331
第3 貸借対照表等の公告に代わる措置の廃止による変更の登記	332
(4) 一般財団法人変更登記申請書(貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定(又は廃止)による変更の登記の場合)	332
第4款 主たる事務所の移転の登記	335
第1 主たる事務所の移転	335
第2 登記手続	335
(5) 一般財団法人主たる事務所移転登記申請書(その1)(変更前の主たる事務所の所在地(同一登記所の管轄区域内で主たる事務所を移転した場合を含む。)及び従たる事務所の所在地における場合)	337
(6) 一般財団法人主たる事務所移転登記申請書(その2)(主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の変更後の所在地における登記の場合)	343

第5款 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記	347
第1 従たる事務所の設置の登記	347
(7) 一般財団法人従たる事務所設置登記申請書（その1） （主たる事務所の所在地で初めて従たる事務所設置の 登記を申請する場合及び従たる事務所の所在地で既に 登記をしている一般財団法人がその従たる事務所の所 在地で申請する場合）.....	348
(8) 一般財団法人従たる事務所設置登記申請書（その2） （一般財団法人設立後従たる事務所を設置し、その従 たる事務所の所在地において初めて登記を申請する場 合）.....	351
(9) 一般財団法人従たる事務所設置登記申請書（その3） （主たる事務所の所在地で初めて従たる事務所設置の 登記を申請する場合及びその従たる事務所の所在地に おいて初めて登記を申請する場合において、主たる事 務所と従たる事務所とに係る一括申請をするとき）.....	353
第2 従たる事務所移転の登記	355
(10) 一般財団法人従たる事務所移転登記申請書（その1） （主たる事務所の所在地及び当該従たる事務所の所在 地（当該従たる事務所の管轄区域内で従たる事務所の 移転が行われた場合に限る。）で申請する場合）.....	355
(11) 一般財団法人従たる事務所移転登記申請書（その2） （従たる事務所の変更前の所在地で申請する場合）.....	357
(12) 一般財団法人従たる事務所移転登記申請書（その3） （従たる事務所の変更後の所在地で申請する場合（変 更後の所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所が ある場合を除く。この場合には書式（10）による。））.....	359
第3 従たる事務所の廃止の登記	361
(13) 一般財団法人従たる事務所廃止登記申請書（主たる事務 所の所在地及び当該従たる事務所の所在地で申請する 場合）.....	362
第6款 土地の番号の変更による主たる事務所及び従たる事務所 の変更の登記	366
第1 行政区画、郡又はそれらの名称の変更に伴う主たる事務所 及び従たる事務所の変更	366
第2 登記手続	366
(14) 一般財団法人変更登記申請書（その1）（土地の番号の	

	変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合	367
(15)	一般財団法人変更登記申請書（その2）（行政区画、郡等又はそれらの名称の変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合（地番の変更を伴わない場合））	370
第7款	住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の登記	373
第1	住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更	373
第2	登記手続	373
(16)	一般財団法人変更登記申請書（住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合）	374
第8款	評議員、役員及び会計監査人に関する変更の登記	379
第1	一般財団法人の機関設計	379
第2	役員等の変更	379
第3	登記手続	386
(17)	一般財団法人変更登記申請書（その1）（評議員、理事若しくは監事の氏名又は代表理事の氏名若しくは住所の変更の場合）	390
(18)	一般財団法人変更登記申請書（その2）（会計監査人の氏名又は名称の変更の場合）	394
(19)	一般財団法人変更登記申請書（その3）（評議員、理事、代表理事、監事及び会計監査人の変更の場合）	397
(20)	一般財団法人変更登記申請書（その4）（評議員、理事、代表理事又は監事の辞任、死亡、任期満了、解任、資格喪失、新任又は重任の場合）	413
第9款	役員等の法人に対する責任の免除又は限度の登記	429
第1	役員等の法人に対する責任の免除又は限度の手続	429
第2	登記手続	430
(21)	一般財団法人変更登記申請書（その1）（理事又は監事の法人に対する責任の免除に関する規定を設定（又は廃止）した場合）	432
(22)	一般財団法人変更登記申請書（その2）（非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定を設定した場合）	437
(23)	一般財団法人変更登記申請書（その3）（非業務執行理	

事等の法人に対する責任の限度に関する規定を廃止した場合)……………	441
第10款 存続期間又は解散の事由の変更の登記……………	445
第1 存続期間又は解散の事由の変更……………	445
第2 登記手続……………	445
(24) 一般財団法人変更登記申請書(存続期間又は解散の事由の変更(又は廃止)の場合)……………	445
第3節 解散及び清算人等の登記……………	448
第1款 解散の登記……………	448
第1 解散の原因……………	448
第2 解散登記手続……………	450
(25) 一般財団法人解散及び清算人選任等登記申請書(その1)(基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能による解散の場合)……………	451
(26) 一般財団法人解散及び清算人選任等登記申請書(その2)(一般法人法第202条第2項の規定による解散の場合)……………	457
第2款 清算人の登記……………	463
第1 清算人の就任及び解任……………	463
第2 登記手続……………	465
(27) 一般財団法人清算人及び代表清算人就任登記申請書(理事が法定清算人に就任した場合)……………	467
(28) 一般財団法人清算人選任及び代表清算人選定等登記申請書(その1)(評議員会において清算人を選任し、次いで清算人会において代表清算人を選定した場合)……………	469
(29) 一般財団法人清算人選任及び代表清算人選定登記申請書(その2)(裁判所が清算人を選任し、代表清算人を選定した場合)……………	474
(30) 一般財団法人清算人変更登記申請書(清算人の辞任又は死亡のため、新たに清算人を選任した場合)……………	475
(31) 一般財団法人清算人解任登記申請書(評議員会の決議により清算人を解任した場合)……………	477
第3款 清算一般財団法人における監事の登記……………	479
(32) 一般財団法人変更登記申請書(その1)(一般財団法人が解散し、当該一般財団法人の定款に清算一般財団法人となった場合には監事を置くこととする旨の定めがない場合)……………	480
(33) 一般財団法人変更登記申請書(その2)(解散前の一般	

	財団法人の定款に、清算一般財団法人となった場合には監事を置くこととする旨の定めがある場合)……………	482
(34)	一般財団法人変更登記申請書(その3) (一般財団法人が解散し、当該一般財団法人の定款に清算一般財団法人となった場合には監事を置くこととする旨の定めがなく、監事が退任した後、新たに定款に監事を置く旨の定めを設け、監事を選任した場合)……………	484
第4節	継続の登記 ……………	488
第1	一般財団法人の継続……………	488
第2	登記手続……………	488
(35)	一般財団法人継続登記申請書(一般法人法第202条第2項による解散登記後に継続した場合)……………	489
第5節	清算結了の登記 ……………	495
第1	清算の結了……………	495
第2	登記手続……………	495
(36)	一般財団法人清算結了登記申請書……………	496
第6節	公益認定の登記 ……………	500
第1款	公益認定……………	500
第1	公益認定の手続……………	500
第2	公益認定による名称の変更の登記の手続……………	500
第2款	公益法人に関する規律……………	500
第1	名称使用制限……………	501
第2	変更の認定……………	501
第3	合併による地位の承継の認可……………	501
第3款	公益認定の取消し……………	501
(37)	一般財団法人変更登記申請書(公益認定による名称の変更の場合)……………	502
第7節	登記の更正及び抹消 ……………	504
第3編	合併の登記 ……………	505
第1章	合併手続 ……………	505
第1節	法人の合併……………	505
第2節	合併契約の締結及び承認……………	506
第3節	債権者保護手続……………	509
第4節	合併の効力の発生……………	509

第2章 登記手続	511
第1節 吸収合併による変更の登記	511
第2節 新設合併による設立の登記	513
第3節 吸収合併又は新設合併による解散の登記	516
(1) 一般社団法人合併による変更登記申請書	517
(2) 一般社団法人合併による設立登記申請書	526
(3) 一般社団法人合併による解散登記申請書	542
第4編 民法法人・中間法人に関する経過措置.....	545

※第4編は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う経過措置に関する登記について記載しており、同法の施行当時（平成20年12月1日）時点の法令の内容で記載しています。その後の法改正等については、内容に反映されておりませんので、参照される際には御留意をお願いします。